（杉並区）

**○****[杉並区公衆浴場法施行条例](http://www5.e-reikinet.jp/cgi-bin/suginami/D1W_resdata.exe?PROCID=795345927&CALLTYPE=1&RESNO=12&UKEY=1364911978978)**

平成24年12月７日
条例第46号

第１条から第３条　＜省略＞

（衛生及び風紀に必要な措置等の基準）

第４条　法第３条第２項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

(１)から(５)　＜省略＞

ア　濁度は、５度以下とすること。

イ　過マンガン酸カリウム消費量は、１リットルにつき25ミリグラム以下とすること。

ウ　大腸菌群数は、１ミリリットル中に１個以下とすること。

エ　レジオネラ属菌は、検出されないこと。

(７)　浴槽水は、常に満杯を保ち、湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に補給すること。

(８)　浴槽水は、１日１回以上換水すること。ただし、ろ過器を設置してろ過する浴槽水にあっては、毎週１回以上換水すること。

(９)　浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水を貯留する貯湯槽（以下単に「貯湯槽」という。）を使用するときは、次の措置を講じること。

ア　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

イ　貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

(10)　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。

ア　ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

イ　浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。

ウ　集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

エ　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が１リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

オ　浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

(11)から(33)　＜省略＞

(34)　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

ア　ろ過器は、十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

イ　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

ウ　循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

エ　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

オ　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

カ　循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

＜以下省略＞

**〇**[**杉並区公衆浴場法施行細則**](http://www5.e-reikinet.jp/cgi-bin/suginami/D1W_resdata.exe?PROCID=795345927&CALLTYPE=1&RESNO=13&UKEY=1364912340253)

昭和55年５月31日
規則第48号

＜全文省略＞